

令和6年度空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 明和町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
老朽空き家等対策事業	助成	不良住宅調査事業補助金	空家(1年以上使用されておらず、かつ今後も居住される見込みがない住宅)において、除却支援事業の対象となる不良住宅に該当するか否か判定する調査費用について一部助成します。 なお、調査は群馬県建築士協会と委託契約により調査員の派遣等により行います。	○対象建築物 以下全てを満たす町内にある空家に相当する建築物 (1)一戸建てまたは併用住宅(居住の用に供する部分が延べ床面積の2分の1以上) (2)町の補助制度により住宅の改修、修繕等を行っている場合は、改修工事完了日から10年を経過している ○対象者 以下のいずれかに該当しない所有者もしくは法定相続人 (1)町税等の滞納がある (2)暴力団員 (3)申請日の1年以内に不良住宅調査事業補助金の交付を受けている	調査費の2分の1 (ただし千円未満は切捨) また別途かかる交通費1,000円は自己負担			10/31まで	4件	産業環境課	0276-84-3111		
老朽空き家等対策事業	助成	不良住宅空家除却支援事業補助金	不良住宅調査により不良住宅として判定された空家を除却する工事費用について助成します。 また、除却により固定資産税における住宅用地特例が適用除外となったため、固定資産税額が「増額となった場合、増額相当分(除却工事後の固定資産税額から除却工事前の固定資産税額を差し引いた額)を奨励金として交付します。	○対象建築物 不良住宅と判定され、以下の全てをみたす空家 (1)一戸建てまたは併用住宅(居住の用に供する部分が延べ床面積の2分の1以上) (2)町の補助制度により住宅の改修、修繕等を行っている場合は、改修工事完了日から10年を経過している (3)公共事業等に伴う移転や建替えの補償対象でない (4)空家等対策の推進に関する特別措置法における命令をうけていない ○対象者 所有者もしくは法定相続人のうち、以下のいずれかに該当しない者 (1)共有名義や相続人が複数存在する場合は、全員の同意が得られない (2)建物と土地の所有者が異なる、所有権以外の権利が設定されている場合については、その者全員の同意が得られない (3)町税等の滞納がある (4)暴力団員である	50万円 除却工事に要した費用(家財道具、塀、門扉、浄化槽、物置、機械、車両等の除却費用は除く)の2分の1(ただし千円未満は切捨)			10/31まで	4件	産業環境課	0276-84-3111		